

デイサービス顔晴れ
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における
通所型相当サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社おおしたが開設するデイサービス顔晴れ(以下「事業所」という。)が行う福井介護予防・日常生活支援総合事業における通所型相当サービスの事業(以下「事業」という。)は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、福井市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 通所型相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 4 前各項のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 5 ご家族の介護負担の軽減やご利用者のご要望に応じて宿泊サービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|------|-------------------------|
| 1 名称 | デイサービス顔晴れ(がんばれ) |
| 所在地 | 福井市開発2丁目306 ブルーハイツⅦ 1F南 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名～

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所型相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

二 生活相談員 1名～

生活相談員は、利用者及び利用者の家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整や他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

三 介護職員（従事者） 3名～

介護職員（従事者）は、利用者の必要な日常生活上の支援等を行う。

四 看護職員 1名～

看護職員は、利用者の必要なバイタル確認、体調の確認、服薬管理等を行う

その他機能訓練や移動介助、食事介助、入浴介助なども行う

五 機能訓練指導員 2名～

機能訓練指導員は、利用者が心身の状況に応じて自立した日常生活を営むのに必要な機能の維持又は向上のための機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする（土曜日は午前中のみ）
- 二 休日 日曜日、盆、正月
- 三 営業時間 8：30～17：00（月曜日～金曜日）
8：30～12：00（土曜日）
- 四 サービス提供時間 8：30～16：15
- 五 延長サービス（8時間を超えるサービス）については実施しない。

（利用定員等）

第6条 事業所の利用定員は、1日18名とする。

※土曜日のみ定員13名とする

（通所型相当サービスの内容）

第7条 通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 健康状態の確認、日常生活上の世話及び送迎
- 二 アクティビティ（介護予防）
- 三 生活指導（相談・援助等）食事の提供、入浴介助
- 四 機能訓練及びレクリエーション（創作活動）

※通所型相当サービスのサービス内容は日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等上記内容であり、簡単な体操、レクリエーション、交流等で、身体介護は含まない。

(利用料等)

第8条 通所型相当サービスを提供した場合の利用料の額は、福井市が定める第一号事業に要する費用の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

一 食事の提供に要する費用 昼食 800 円(税込)を徴収する

※利用者が希望する場合は超過分を後日請求する

二 飲み物代は1日100円を上限に1杯あたり50円(税込み)とする

三 おむつ代については100円/枚

四 洗濯を希望する場合はクリーニング料金として200円(税込)/回を実費で徴収する

五 前各号に掲げるもののほか、通所型相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

六 通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合の交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点から、片道5kmを超えるごとに200円とする。

3 通所型相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 利用料金等の支払いを受けたときは、利用料とその他費用について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福井市とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

※感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針参照

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は通所型相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、通所型相当サービス(宿泊サービス)の提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する通所型相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、通所型相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するためのマニュアルを作成し責任者(管理者)を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、通所型相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを福井市に通報するものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する通所型相当サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年1回

※内容は従業者との協議によって決める

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社おおしたと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する

この規定は、令和 3 年 2 月 22 日より施行する

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する

この規則は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する

この規則は、令和 7 年 11 月 1 日より施行する

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日より施行する